

# 肥料価格高騰対策事業申請説明会

伯耆町地域農業再生協議会

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 日 時 | 令和4年12月12日（月）14:00～<br>令和4年12月14日（水）14:00～ |
| 場 所 | J A鳥取西部 溝口支所 2階<br>岸本公民館 2階                |

## 1. 開会

## 2. 肥料価格高騰対策事業について

（1）制度概要説明

（2）取組メニューについて

（3）申請書と提出物について

（4）質疑応答

## 3. 閉会

## ○対象となる肥料の考え方

＜秋肥＞ 令和4年6月～10月

＜春肥＞ 令和4年11月～令和5年2月

- ・ 以上の間に予約注文確定または実際に購入した肥料が対象です
- ・ 補助を受ける肥料は、対象期間内にすべて使い切ってください。（ストック用の肥料は補助対象外です。）ただし、対象期間に予約注文し、対象期間より後に使用する肥料の肥料代金については、対象期間に予約注文し、前年度の同期に使用する肥料代金を支援金の対象にしていなかった場合に限り、対象とすることができます。
- ・ 申請をされる際は、＜秋肥＞＜春肥＞を分けて、別々に申請をしてください。

## ○支援金額、支援内容について

- ・ 肥料価格上昇分の価格のうち、 $\boxed{\text{国} \cdot 7 \text{割}} + \boxed{\text{県} \cdot 1 \text{割}} + \boxed{\text{町} \cdot 1 \text{割}} = \text{約} 9 \text{割}$ を支援  
しかし、実際の価格から価格上昇分を計算するのは非常に煩雑なため、国が示した価格上昇率（秋肥：1.4、春肥：未定）を使って支援金を計算します。

## ○化学肥料の低減に向けた取組メニューについて

- ・ 取組は支援金を受給するのに必要な要件です。令和4年または令和5年度中に、＜秋肥＞＜春肥＞ごとにそれぞれ2つ以上のメニューに取り組んでください。
- ・ 施肥作物ごとの取組メニュー設定の考え方について  
施肥された全作付面積の半分以上を占める作物がない場合、代表的な作物に準ずる2品目に対してそれぞれ2つのメニューに取り組んでいただくことになります。（同じメニューを選択されてもかまいません。）



A: 「代表的な作物」1品目で2つ以上のメニューに取り組む。

B: 「代表的な作物」に準ずる2品目で2つずつ合計4つ以上のメニューに取り組む。

- ・ この取組みをされなければ支援金は返還していただくことになります。
- ・ 取り組んだ証拠となる書類（作業写真、作業や栽培の記録など）を、申請者が5

年間保管してください。

- ・取組状況の報告については、令和5年に中間報告、令和6年に実績報告が必要です。（後述）

## ○申請に必要な資料について

- ・注文書は注文日の確認で必要ですので、請求書等に「注文日」の記載がある場合を除き、提出をお願いします。
- ・予約注文無しに購入された肥料（ホームセンターで購入した、など）については、様式1－2号の一覧に記載してください。
- ・領収書、請求書については、それと同等の記載があればよいものとします。同等の記載とは、「被請求者名、請求者名、請求日、肥料の種類、単価、数量、金額、消費税、税込金額等」です。
- ・特に＜春肥＞の場合、申請締め切りまでに請求書等が用意できないことが考えられますが、請求書は支払いが確定していることの確認のために必要ですので、前述の記載がある書類を添付してください。
- ・領収書等の原本は不要です。写しを提出してください。

## ○申請および支援金受領後に提出いただくものについて

- ・令和5年度内に中間報告書、令和6年度内に実施報告書を提出していただきます。申請者へ個別案内をしますので、化学肥料低減の取組が確認できる資料を保管しておいてください。

## ○申請期間、申請先について

- ・申請期間：～令和5年2月28日 まで
- ・申請先：産業課農林室、南部伯耆宮農センター

## ○支援金の振込時期

- ・令和5年3月中に振込み予定です。
- ・＜秋肥＞＜春肥＞分を、国、県、町分まとめて振込みます。